

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース 3

[事務局] 北海道立消費生活センター 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟
(社)北海道消費者協会 <http://www.syouhisya.or.jp> 011-221-0110

ついに中標津町に「消費者被害防止ネットワーク」設立！

ネットワークニュース 2で先にお知らせしましたが、中標津町で平成16年5月11日に「消費者被害防止ネットワーク」の設立総会が開かれ、警察、町社会福祉協議会、町内会連合会など9団体が参加し発足しました。

今後の活動として、情報の共有化や啓発活動をあげていますが、具体的な取り組みとして、警察も加わった出前講座や町広報誌などを用いた情報提供を積極的に展開して行きたいとしています。

このようなネットワーク設立に向けた新たな動きは各地域で起きており、先に報告致しました釧路市、白老町などに加えて、新たに厚岸町が今年6月中の設立に向けて動いています。

創刊号でお知らせしましたが、道警では、地域でネットワーク設立の動きがある時は積極的に協力するよう、道内の全警察署、駐在所に通知しています。

ぜひ、参加団体はそれぞれ市町村にある傘下の団体に呼びかけて、相互に協力しあって地域のネットワークの網を広げていきましょう。

消費者被害防止ネットワークセミナー開催のお知らせ！

道立消費生活センターでは、今年度から新たに「悪質商法の実態の周知」や「消費者被害の未然防止」を目的に「消費者被害防止ネットワークセミナー」を実施します。

講座の対象は、地域の福祉関係者や民生児童団体、防犯関係団体、老人クラブなど、ネットワーク傘下の各種団体のリーダーとし、年30回の予定で講師を派遣致します。

詳しくは、道立消費生活センターにお問い合わせください。

開催に当たっては、ぜひ、市町村内の各種団体に呼びかけるなど周知してください。

警 告

国内での海外宝くじの販売・購入は違法です！

[ターゲット：中・高年層]

[道立消費生活センターより]

「おめでとうございます。あなたは当選者です！」
突然、「当選」又は「当選確実」と書かれたダイレクトメールが届き、当選金の振り込み口座を教えたが、1ヶ月を過ぎても入金されない！
ダイレクトメールを見て2年前から宝くじの購入を申し込みをしたが全然当たらないため、申し込みを止めたが、クレジットカードの引き落としが止まらない。

このような「海外宝くじ」に係わる相談が急増しています。
注意しましょう！



厳 重 注 意

申し込んでいない「宝くじ」に当選することはありえません！

「当選確実」な「宝くじ」もありえません！

国内で「海外の宝くじ」の販売・購入は刑法に抵触しています！

[刑法第187条]

富くじを発売すると2年以下の懲役又は150万円以下の罰金

富くじの取り次ぎをすると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

富くじを授受すると、20万円以下の罰金又は科料

と規定されており、「海外宝くじ」の国内での販売・購入は禁止されています。

クレジットカードの番号は絶対教えない！

申し込む前に、まず最寄りの消費生活センターへ相談！

警 告

気を付けよう「ネットワークビジネス(マルチ商法)！」

[ターゲット：20歳代・30歳代]

[道立消費生活センターより]

健康食品や浄水器、婦人用補正下着、パソコン、ファックス機器などの商品を販売する形を取りながら、他人を勧誘し販売組織に次々に加入させるいわゆる「マルチ商法(連鎖販売取引)」の被害が、近年、大学生や専門学校生などの間に広がっています。

最近では、マルチ商法などを「ネットワークビジネス」や「コミュニケーションビジネス」と呼ぶことも多く、ビジネスに不慣れな若者や主婦の被害が目立ちます。

「マルチ商法」は、自ら借金をして商品を購入することが多いため、大きな負債を抱えてしまいます。

更に、強引に友人・知人を誘って人間関係を壊すことがあります。

物を売ることは簡単ではありません！「必ず儲かる」の一言には気を付けよう！



アドバイス

「おかしいな!」「困ったな!」と思ったら、最寄りの相談窓口にすぐ相談!
マルチ商法のクーリング・オフは契約書を受け取ってから20日以内!

警

告

高リスクで素人には無理！外為証拠金取引

全国でトラブル！証拠金上回る損失も

[ターゲット：中・高年層]

[道立消費生活センターより]

電話で「預けて増やす楽しみがないゼロ金利時代、かならず儲かる！」と「外国為替証拠金取引」を勧められた。「元本割れしないと云っていたのに元本割れした！」「解約を申し出たのに応じてくれない！」「取引を終了したのに清算金が入金されない！」などのトラブルが全国で多発しています。

外国為替証拠金取引とは

証拠金を取引業者に預け、証拠金の数倍から数十倍の外国為替の売買を行う取引とされています。従って、為替相場のわずかな変動でも多額の損益が生じますが、元本や利益は保証されません。もし、相場が予想と逆に動いた場合、短期間に証拠金を上回る損失が生じる事があります。

経験のない消費者には、危険な取引です！勧誘には十分気を付けましょう。



❖ 厳 重 注 意 ❖

今年4月から、消費者に対する取引の危険性の説明を業者に義務付けた「金融商品取引法」の対象となりました！

納得して契約した場合、取引で生じる損益の責任は消費者となります！

為替の変動の予測は専門家でも難しい取引です！

経験のない消費者には大変難しい取引です。甘い言葉には気を付けましょう！